

# ワンポイントアドバイス!

## 平成29年度税制改正の注目ポイント!!

### ○損金となる給与について

平成28年までの役員報酬は、給与が決算期間中一定(定期同額)でない時、その変動分に対しては損金になりませんでした。

平成29年度税制改正では、社会保険料・住民税等を考慮して手取り額が一定であれば損金になることが決まりました。

### 【従前の定期同額給与】 給与支払総額は一定で手取り額が変動

給料日	給与	社会保険料	所得税	住民税	手取額
2016/ 1/25	500,000	69,495	15,806	24,400	390,299
2016/ 2/25	500,000	69,495	15,806	24,400	390,299
2016/ 3/25	500,000	69,495	15,806	24,400	390,299
2016/ 4/25	500,000	69,470	15,808	24,400	390,322
2016/ 5/25	500,000	69,470	15,808	24,400	390,322
2016/ 6/25	500,000	69,470	15,808	19,600	395,122
2016/ 7/25	500,000	69,470	15,808	18,500	396,222
2016/ 8/25	500,000	69,470	15,808	18,500	396,222
2016/ 9/25	500,000	69,470	15,808	18,500	396,222
2016/10/25	500,000	70,355	15,736	18,500	395,409
2016/11/25	500,000	70,355	15,736	18,500	395,409
2016/12/25	500,000	70,355	-1,438	18,500	412,583
合計	6,000,000	836,370	172,300	252,600	4,738,730

#### 平成28年までの給与の変動が認められる要件

- ・通常改定  
(原則、事業年度開始日から3ヶ月以内)
- ・臨時改定  
(役員の職制上の地位の変更)
- ・業績悪化事由による改定

### 【改正後の定期同額給与】 手取り額が一定で給与総額が変動

給料日	給与	社会保険料	所得税	住民税	手取額
2016/ 1/25	510,564	69,495	16,669	24,400	400,000
2016/ 2/25	510,564	69,495	16,669	24,400	400,000
2016/ 3/25	510,564	69,495	16,669	24,400	400,000
2016/ 4/25	510,539	69,470	16,669	24,400	400,000
2016/ 5/25	510,539	69,470	16,669	24,400	400,000
2016/ 6/25	505,312	69,470	16,242	19,600	400,000
2016/ 7/25	504,114	69,470	16,144	18,500	400,000
2016/ 8/25	504,114	69,470	16,144	18,500	400,000
2016/ 9/25	504,114	69,470	16,144	18,500	400,000
2016/10/25	504,999	70,355	16,144	18,500	400,000
2016/11/25	504,999	70,355	16,144	18,500	400,000
2016/12/25	486,248	70,355	-2,607	18,500	400,000
合計	6,066,670	836,370	177,700	252,600	4,800,000

#### 平成29年度税制改正で認められた、手取額を一定にした時認められる変動要因

- ・4月に健康保険料の料率変更
- ・6月に住民税の特別徴収額が変更
- ・7月に住民税の特別徴収額が変更
- ・10月に厚生年金保険料の料率変更
- ・12月に年末調整により所得税額を調整



9月の花 鶏頭(けいとう)  
花言葉 「おしゃれ」「気取り」風変わり」

手取額を保証することができます。

支払総額の計算は複雑になります。